

第七回 参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和二十五年二月二十八日(火曜日)午前十時四分開会

般會計への納付の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の會議に付した事件

○廣島港を塩等の輸入港に指定の請願(第四四〇号)

○陶磁器製タイルの物品税改正に関する請願(第五五一号)

○ソリューションの物品税軽減に関する請願(第六九四号)

○楽器の物品税軽減に関する請願(第八八一号)

○めら及びその製品の物品税軽減に関する陳情(第一一六号)

○漆器の免税点引上げ等に関する請願(第八一三三号)

○喫煙用具の免税点設定に関する請願(第九〇五号)

○身体障害者に対する税法改正の請願(第九三八号)

○国有林野事業特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金償還期限の延期に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アルコール専売事業特別會計から一

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員会を開会いたします。

○伊藤保平君 昨二十七日に行いました請願、陳情八件につきまして小委員の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

○理事(黒田英雄君) 次に国有林野事業特別會計法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方はこの際お願いをいたします。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたしました。

しまして、国立病院を特別会計にいたします際に、結核であるとか癩であるとかという特殊な療養所は、尙これを一般会計に残しておいたわけでございます。それで一方において、温泉療養所のごとき一般会計に残して、つまり国立療養所として一般会計に残してあるものから国立病院に移した方が適當であるものというのがございます。例えば塩原の温泉療養所でありまして、例えは塩原の温泉療養所、或いは白浜だとか別府だとかございますが、こういう温泉療養所のごときは、むしろ療養所から国立病院の特別会計に移す、それから又国立病院の中で以てこれを療養所に目的を変えてしまつた方が適當であるというふうなものもございまして、今予定しております中には、国立宗谷温泉、それから佐倉病院、それから別府に石垣原という分院がございます。それから津に明星病院というのがございます。それから又東京第一病院の附属といたしまして小諸に分院がございます。こういうものは現在国立病院でございますが、これを国立療養所に所属をしたい、こういうふうなものでございます。

○木村禮八郎君 そうしますと、今国立病院になつてゐる分を国立療養所にしますと、それが一般会計の負担になりますね。それから今の国立療養所を国立病院の方へ所属すると、特別会計の方になる、こういうわけでございますか。

○政府委員(佐藤一郎君) さうであります。○木村禮八郎君 そうしますと、この前国立病院を、特別会計に移す際に、いろいろまあ問題があつたわけでは

ね。懸念されたのです。特別会計にして独立採算的な経営をしますと、患者その他についていろいろな支障が来るのではないかというところが懸念されたのですが、この特別会計にいつから発足したわけですか。その後の状況です。まあ短期間でしようが、非常に懸念されておつたのですが、特別会計に移した後のその状況によつては、国立療養所を又特別会計の方に移すというこゝによつて懸念されたような事態が起るのではないかと、そういうことが心配されるので、その後の状況について伺いたいです。

○政府委員(佐藤一郎君) 国立病院特別会計は、昨年の六月一日から出発いたしました。その後順調に経営が参つております。只今ちよつと私数字が手許にございませぬが、只今御懸念になりました点は、この国立療養所の方から国立病院に移す予定にいたしてありますものは、ちよつと申上げました塩原であるとか、伊東であるとか、別府であるとかいうような、いわば経営の上からいつても、又地域的にいつても比較的適當なところを考へてございまして、非常に辺鄙で、従つて国立療養所として結核等に使うことが適當なもの、指定国立病院に移すという意向は持つておりませぬ。

○木村禮八郎君 聞くところによりまして、特別会計に移してから大分赤字になつて来ているというのを聞くのですが、それは独立採算の結果、無理して赤字を出しているのか、その無理して赤字を出しているのとすると、その犠牲が患者とか、その他いろいろな施設を悪くするとか、待遇を悪くするとか、そういうような方に影響が来て

いるのではないかと思われるが、今まではその点はどうかですか。○政府委員(佐藤一郎君) その点は、この前御審議のときにもいろいろと御心配になつた点でありまして、大蔵省、厚生省両方でよく相談をいたしまして、そういう犠牲のないようにということ、努めて注意いたしております。尙この国立病院は、実は先程申上げましたように、元々軍病院を受けております関係で、必ずしもいわゆる貧困者だけがこれの施設に與かつておるといふわけではない実情でありまして、それから又、非常に貧困な者につきましては、生活保護法とか、そういう関係から出ておるわけでありまして、結果として、結局まあ一般病院とは大分趣きを異にしておりますが、相当地域的に片寄つておりますために、或る特定の地域における相當の程度の人々の間に利用されておるといふような実情になつております。それで極く一部、二、三割の程度の人の分がこの御心配になつた点でありまして、この点について、勿論全体の経営からいまして、非常な無理をしなければならぬという実情にございませぬので、この前御心配願つたような点を、絶対にそういう事態が起らないようにということ、厚生省の方でも考へて経営いたしております。

○木村禮八郎君 その国立温泉療養所ですが、これを特別会計の方に移すことによつて、その医療費やなんかです。入院費とか、そういうものは上るようなことはないですか。○政府委員(佐藤一郎君) 特別に上ることはいりませぬ。

○木村禮八郎君 それと反対の意味ですがね。国立病院の方を一般会計に移した場合は、先程御指摘になつたような東京第一病院のごときですね、そういうものは経営は困難で、一般会計に移して、それで国の経費が殖えるという、そういうことはないですか。○政府委員(佐藤一郎君) これは御承知のように、結核対策等で、結核療養所をやはり相当力を入れておられるという関係で、そういうものに適當なもの、この際国立病院に移すということにしてあります。それでこの点につきましては、一般会計に或る程度負担がかかつて来るかと思ひますが、これは事柄の性質上止むを得ないものと考へております。

○理事(黒田英雄君) それではこの場合、順序を変更いたしました。昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金及び通信事業特別会計の借入金、償還期限の延期に関する法律案を議題といたしました。御審議を願ひます。本案については、すでに御質疑は盡きたように存じます。直ちに討論に入りまして、御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御發言もたいようでありますから、直ちに採決をいたします。昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金、償還期限の延期に関する法律案につきまして、採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成

の方の御拳手を願ひます。○理事(黒田英雄君) 総員拳手でありまして、よつて本案は全会一致原案通り可決することに決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議なきものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
伊藤 保平 玉屋 喜章
西川 甚五郎 平沼 彌太郎
小宮 山常吉 高瀬 莊太郎
來馬 琢道 川上 嘉
木村 禮八郎

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないものと認めます。○理事(黒田英雄君) 次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに質疑終了に決定しておりますので、直ちに討論に入りまして御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないものと認めます。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。本案につきましては、御意見のありの方は、賛否を明らかにして、お述べを願います。別に御発言もないようでありますから、直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。

〔総員挙手〕
○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕
○理事(黒田英雄君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決することに決定いたしました。

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議なきものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 伊藤 保平 玉屋 喜章
- 西川甚五郎 平沼彌太郎
- 小宮山常吉 高瀬莊太郎
- 來馬 琢道 川上 嘉
- 木村禮八郎

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませんか……。御署名洩れはないものと認めます。

○理事(黒田英雄君) 次に「一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案について御審議を願います。本案につきましては尙御質疑がございますでしょうか。別に御発言もないようでありますから、本案につきましては質疑終了といたして、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔総員挙手〕
○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにして、お述べを願います。

○木村禮八郎君 私は本案に賛成するものであります。国立病院を特別会計にいたします際に、公聴会を開きまして、看護婦側、患者側、病院側のいろいろ意見を聴きまして、この特別会計に移した結果、患者に対して、殊に貧困な患者に対して却つて非常な犠牲とか負担をかける、そういう人達に不利になるのではないかという懸念がありましたので、今後の運用については、特にそういうこの前公聴会に現われたような意見をよく念頭に置かれて、そういうことのないように、一つ常にかこれを監督して運営されたい、この希望を申述べて賛成いたします。

○理事(黒田英雄君) 外に御発言もないようでありまして、討論を終結いたしましたして、直ちに採決に入ります。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにして、お述べを願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませんか……。御署名洩れはないものと認めます。

多数意見者署名

- 伊藤 保平 玉屋 喜章
- 西川甚五郎 平沼彌太郎
- 小宮山常吉 高瀬莊太郎
- 來馬 琢道 川上 嘉
- 木村禮八郎

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕
○理事(黒田英雄君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議なきものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) それでは証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたしましたして御審議を願います……。それではこれはあと廻しにいたしました。アルコーン専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案を議題といたして御審議を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませんか……。御署名洩れはないものと認めます。

多数意見者署名

- 伊藤 保平 玉屋 喜章
- 西川甚五郎 平沼彌太郎
- 小宮山常吉 高瀬莊太郎
- 來馬 琢道 川上 嘉
- 木村禮八郎

を廃止する法律案を議題といたしました。本案につきましては、大体質疑が済みましたようですが、尙御質疑のありの方は、お願ひいたします。

○木村禮八郎君 この物資統制の廃止の状況についてお伺ひいたしたいのです。

○政府委員(佐藤一朗君) 最近の状況です。

○木村禮八郎君 そうです。それから今後又どの程度に外して行くのか。若し何か表みたいなものがありましたら、そういうものにして頂きたいのです。今後もういっしょに物をつつ頃外す予定であるか、そういうようなことも分りましたら、刷り物にして頂きたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) 大体昨日政府委員からこれについて説明がありましたのですけれども、尙ありますれば、今日でなくともよろしくございまして、それを出して頂くことにいたしました。今日はこれはこの程度にいたしておきます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) それでは証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたしましたして御審議を願います……。それではこれはあと廻しにいたしました。アルコーン専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案を議題といたして御審議を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませんか……。御署名洩れはないものと認めます。

多数意見者署名

- 伊藤 保平 玉屋 喜章
- 西川甚五郎 平沼彌太郎
- 小宮山常吉 高瀬莊太郎
- 來馬 琢道 川上 嘉
- 木村禮八郎

○説明員(本多紀元君) アルコーン専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案につきまして、理由を御説明いたします。今回この法律を決めようとしたのは、昭和二十五年におきまして、アルコーン専売事業特別会計から一般会計の歳入に納付する特例を決めたいというところにあるのでございます。即ち現在のアルコーン専売事業特別会計におきましては、毎年度の決算上の益金をば一般会計の歳入に納付することになっておるのでございますが、昭和二十五年におきまして、この会計の昭和二十五年の末における固定資産と作業資産との価額の合計額が前年度の昭和二十四年度末におきまして作業資産並びに固定資産の価額の合計額よりも約一億四千三百万円程減少する見込みでございます。この金額も決算上一般の益金の八億五千六百万円と一緒にいたしました。昭和二十五年におきまして一般会計の方に納付しようとする、こういうふうないたしましたのでございます。

○理事(黒田英雄君) これはどうして……固定資産が減るといふことについて……の予想はどのなんですか。

○説明員(本多紀元君) 二十五年末におきまして固定資産と作業資産の合計額が二十四年度よりも減るのでございますが、この減るものは作業資産の方が減るのでございまして、固定資産の方は殖えて参ります。作業資産が減ります大きな原因というのは、原料の「いも」に基きまする資産が減るといふわけでございます。この大きな原因といたしましては、従来は「いも」が統制になっておりましたので、その年

度内に全部買付をいたしておりますが、今回は統制が外れましたので、必要ときに必要な量だけ買えばいいと、こういう結果に相成ります関係上、作業資産の「いも」代が、結晶「いも」としての資産が減るわけでございます。

○木村福八郎君 固定資産がまあ殖えると言われるのはどういいうわけですか。

○説明員(本多紀元君) 固定資産が殖える大きいものは、主として機械設備、當機設備の、特に機械設備その他におきまして老朽になつておりますものを新しく取替へたりいたしまする關係上資産が殖えるわけでございます。

○木村福八郎君 アルコール工場の拂下の問題ですね、只今どういいうふうになつておりますか。

○説明員(本多紀元君) アルコール工場の拂下につきましては、一応通産省といたしましては、拂下けるといふ方針に決定いたしております。併しなから今日の段階におきましては、十三の国有工場を持つておりますが、この中の幾つを拂下げようか、或いは又どの工場を拂下げようか、又拂下の事務の取り進め方はどういいうふうにしたそらうかと、かように具体的な点につきましては目下研究中でございます。

○木村福八郎君 この拂下の基準ですね。それはどういいうところにあるわけでありませうか。拂下けるといふ場合にですね、どういふ目的で、どういふ工場を拂下げるかですね、大体そのまゝ拂下の理由ですか、それを先ず承わりたいのです。

○説明員(本多紀元君) 現在行なつて

おりますアルコールの専売事業というものにつきましては、アルコール自身の性質がござります。それは化学工業の原料といたしまして非常に重要な性質がある。化学的に申しますと、性と物と化合し易いというような親和性であるとか、可燃性であるとか、こういった性質がござりますが、それと同時に又致酔性と申しまして、非常に酒類と性質が近いものがあるわけでございます。かように異つた重要な性質を同時に兼ね備えておるといふような物質は、凡そ世の中に重要物資というものは沢山あるわけでございますが、特にアルコールにつきましては同じ重要さについても、大に意味の違つた重要さがある。かようにアルコールにはアルコールの独特の重要性並びに特性があるという点と、又このアルコールを化学工業の原料として相当多量に使われておりますが、この供給を満足させなければならぬという、こういう使命もあるわけでございます。かような点から考えまして通産省といたしましては、現在の十三工場の中の一部の工場はこれを残して置くがよからう。

併しながら残部のものについては、民間の方々から拂下の御希望のあつた場合には、これについて考慮してもよからうと、かように考えておる次第でございます。

○木村福八郎君 通産省としては、拂下の方針は決定しておるといふことではござりますが、大体いつ頃拂下げる予定ですか。予定は……又どういふ者から拂下の希望が起つておりますか。

○説明員(本多紀元君) 拂下の時期につきましては、未だ決定をいたしておりません。研究中でございますので、

お答えいたしかねる次第でございます。それから尙現在拂下について希望をば表明しておられるのは、八つの工場につきまして十六ヶ所から来ております。尙この外全工場を一括拂下を受けたいという、こういう御希望の表明があつた所が御一名ござります。

○木村福八郎君 全工場を一括というのは、十三工場を一括という意味ですか。

○説明員(本多紀元君) 只今の全工場一括ということにつきましては、十三工場の一括であるかどうか、数字的には出ておりません。単に一括拂下を受けたいと、こういう御希望があつただけでございます。

○木村福八郎君 それはですね、まあ相当大きな所ではなければならぬと思ふのですが、お差支がなかつたらどうか。社名でもお漏らしを願ひたい。

○説明員(本多紀元君) 速記を止めて頂きたいです。

○理事(黒田英雄君) では速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○理事(黒田英雄君) 速記を始め。○木村福八郎君 この問題については、いろいろ世間に噂があるわけですが、こういう工場拂下につきましては、これに對していろいろ不利關係その他相当ありますので、国会においてやはりこういう問題についてはよく我々が知つて置かねければならぬと思ふので、そういう意味で決してこれを我々他に発表するとかそういうのではなく、公正にその国の財産が拂下げられる、そういうことを我々が確めるために予めそれを知つて置かねければ、後になつてしまつて問題が起つてもおつ

つかないわけでは、そういう貴重な国の財産でありますから、それを拂下げるにつかましては、特にこういう問題については、いろいろ不利關係、或いは噂にはいろいろなあれが上つておりますので、そういうことのないように厳正に拂下ができるように、我々としてはその資料が欲しいわけですが、参考のために。

○説明員(本多紀元君) 只今の御要望に對しましてお答えいたしますが、只今御注意のございましたように、公正にやれという仰せでございますが、勿論この点につきましても通産省といたしましては、できるだけ公正な方法を以てこの仕事を処理いたしたいと思つております。尙資料の御要求につきましては、先程申上げましたように、一応の完全な資料ができました時に御連絡いたしたいと、かように考えております。

○理事(黒田英雄君) まだこれから審議を続けますから。

○木村福八郎君 もうちよつと……この工場の評価ですか、財産ですね、そういうものについても或る一定の年次を基にして工場の、この十三工場について、或いは拂下の申込のあつた八工場でもよろしいのですが、その評価ですか、そういうものについても資料を頂きたいと思ふのです。それで今お話を頂きましたが、成るべく公平にというお話でありましたけれども、成るべくではいけないのであつて、絶対に公正にしなければいけないと思ふのです。この点についてはいろいろ世間に伝つておりますから、十分一つ御注意になる必要があると思ひます。

で……。それからその資料についても公正を期するためにやはり提出して頂いた方が誤解を避ける意味でも、疑惑を避ける意味でもよろしいのじやないかと思ひますので、是非御提出願ひたいと思ひます。

○説明員(本多紀元君) この拂下問題の取扱につきましては、只今も御注意がござりましたので、私の方といたしましてはできるだけ公正を期して御期待に副いたしたいと思つております。それから資料の点につきましてもできるだけこれ又御希望に副いたしたいと思つております。

○木村福八郎君 そのできるだけというのほどいふ意味なんですか。私はできるだけではいけないのであつて、絶対に、それは絶対にいつても人間力の及ばないときは止むを得ませんけれども、できるだけという、これはいろいろ幅があるように我々は聞えるのです。(笑声)

○説明員(本多紀元君) 只今私が申上げましたできるだけという言葉につきましては幅がないものと御解釈願ひたいと思ひます。

○小宮山常吉君 この拂下につきましては、もう新聞にある通りでございますから、国会の方の都合を見て調査を国会に一遍させて頂くことがいかと私に考えます。

○理事(黒田英雄君) それではこれで散会することに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。これで散会いたします。

午前十一時五十七分散会
出席者は左の通り。

理事

委員

黒田 英雄君
伊藤 保平君

玉屋 喜草君
西川 甚五郎君
平沼 彌太郎君
小宮 山常吉君
來馬 琢道君
高瀬 莊太郎君
川上 嘉君
木村 禧八郎君
米倉 龍也君

政府委員

大蔵事務官
(主計局
法規課長)

佐藤 一郎君

説明員

通商産業技
官(通商化
学局アル
ル課長)

三浦 辰雄君
本多 紀元君

昭和二十五年三月八日印刷

昭和二十五年三月九日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁